

岡山県教育委員会訓令の一部改正について

このことについて、別紙案により改正いたしたい。

令和2年9月4日

岡山県教育委員会教育長
鍵 本 芳 明

岡山県教育委員会訓令の一部改正について

○岡山県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正

(1) 概要

- ・50人未満の職員が勤務する所属を含め、本庁、教育事務所、教育機関、県立学校及び学校給食調理場に、労働安全衛生法で定める「産業医」を置く。
- ・「産業医」を確保できない県立学校に、現行の「健康管理医」を置く。
- ・「健康管理医」の委嘱について、「学校医」の兼任要件を廃止する。

(2) 趣旨

現在、県立学校に配置している「健康管理医」は、労働安全衛生法で定める産業医業務に十分対応できないため、業務内容及び報酬等の見直しを行い「産業医」を置くこととした。これにより、産業医の職場巡視の徹底や所属長と産業医の連携強化、産業医の指導助言をより効果的に受けることなど、所属における労働安全衛生管理の充実を図る。

(3) 背景

平成31年4月1日施行の「働き方改革関連法」による「産業医・産業保健機能」、「長時間労働者に対する面接指導等」の強化や、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）を踏まえた学校における労働安全衛生管理の充実等について（通知）」（平成31年3月29日付30初健食第30号文部科学省通知）等を踏まえ、岡山県教育委員会が所管する県立学校等における労働安全衛生管理体制の在り方について検討した。

(4) 施行期日

令和2年10月1日

(目次) 岡山県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正(県例規集登載)

◎岡山県教育委員会訓令第七号

岡山県教育委員会職員安全衛生管理規程(平成六年岡山県教育委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

令和二年九月八日

岡山県教育委員会

第九条第一項中「及び五十人以上の職員が勤務する教育事務所及び教育機関」を「、教育事務所等及び学校給食調理場」に、「次項において」を「以下」に、「一名を置く」を「を置くものとする」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項に定めるもののほか、産業医の職務等に関し必要な事項は、別に定める。
第十条第一項中「県立学校に」を「産業医を置かない県立学校に、職員の健康管理のため、」に、「一名を置く」を「を置くものとする」に改め、同条第二項中「学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第二十三条第一項に規定する学校医のうちから」を削り、同条第三項中「職務」を「職務等に関し必要な事項」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年十月一日から施行する。

岡山県教育委員会職員安全衛生管理規程 新旧対照表

新	旧
<p>(産業医)</p> <p>第九条 本庁、教育事務所等及び学校給食調理場に法第十三条に規定する産業医（以下「産業医」という。）を置くものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、産業医の職務等に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(健康管理医)</p> <p>第十条 産業医を置かない県立学校に、職員の健康管理のため、健康管理医を置くものとする。</p> <p>2 健康管理医は、教育委員会が委嘱する。</p> <p>3 健康管理医の職務等に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(産業医)</p> <p>第九条 本庁及び五十人以上の職員が勤務する教育事務所及び教育機関に法第十三条に規定する産業医（次項において「産業医」という。）一名を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(健康管理医)</p> <p>第十条 県立学校に健康管理医一名を置く。</p> <p>2 健康管理医は、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十三条第一項に規定する学校医のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>3 健康管理医の職務は、別に定める。</p>